

市県民税の申告は 3月15日(木)までです。

マイナンバーを
お忘れなく

平成30年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中(平成29年1月1日から12月31日まで)の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各地域センターおよび出張所の窓口へ備えつけますので、3月15日(木)までに申告してください。

なお、2月6日(火)から3月15日(木)まで日程表のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。
必要資料等をお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。
※農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は、申告相談をお受けできません。

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時	対象地区ごとに日数を調整しています。なるべくお住まいの地区の相談会場での申告をお願いします。		2/6 9:00から 15:00まで	7 9:00から 16:00まで	8 9:00から 16:00まで	9 9:00から 16:00まで	10 実施しません
対象地区			田沢地区全域	生保内地区全域			
相談会場			田沢交流センター	田沢湖総合開発センター			
受付日時	11 9:00から 16:00まで	12 9:00から 15:00まで	13 9:00から 16:00まで	14 9:00から 16:00まで	15 9:00から 16:00まで	16 9:00から 11:30まで	17 実施しません
対象地区	生保内地区全域		神代地区全域				
相談会場	田沢湖総合開発センター		神代就業改善センター				
受付日時	18 実施しません	19 9:00から 15:00まで	20 9:00から 16:00まで	21 9:00から 11:30まで	22 9:00から 16:00まで	23 9:00から 16:00まで	24 実施しません
対象地区		上桧木内地区全域	桧木内地区全域		西明寺地区		
相談会場		紙風船館	桧木内公民館		西木総合開発センター		
	日	月	火	水	木	金	土
受付日時	25 9:00から 16:00まで	26 9:00から 11:30まで	27 9:00から 16:00まで	28 9:00から 11:30まで	3/1 9:00から 16:00まで	2 9:00から 11:30まで	3 実施しません
対象地区	西明寺地区		中川地区		白岩地区		
相談会場	西木総合開発センター		中川集落センター		白岩集落センター		
受付日時	4 9:00から 16:00まで	5 9:00から 16:00まで	6 9:00から 11:30まで	7 9:00から 16:00まで	8 9:00から 16:00まで	9 9:00から 16:00まで	10 実施しません
対象地区	雲沢地区			角館町内全域			
相談会場	雲沢集落センター			角館交流センター			
受付日時	11 9:00から 16:00まで	12 9:00から 16:00まで	13 9:00から 16:00まで	14 9:00から 16:00まで	15 9:00から 16:00まで		
対象地区	角館町内全域						
相談会場	角館交流センター						

お願い
各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご了承ください。
また、3月7日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの相談をお願いします。

申告書用紙について

申告書用紙の事前送付はしていません。各庁舎・出張所の窓口へ備えていますのでご利用ください(仙北市ホームページからもダウンロードできます)。
農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方は、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告してください。

申告が必要な方
給与や年金※のほか、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作料・受取保険金・譲渡所得(土地、家屋を売った所得)などの収入がある方は申告をしなければなりません。
※公的年金等に係る確定申告不要制度
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、**市県民税の申告が必要**ですのでご注意ください。
収入が全くない方も申告の必要があります
申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金

次の方は原則市県民税の申告が必要ありません
① 税務署に確定申告書を提出する方
② 給与収入のみの方で、勤務先で年末調整を済ませた方(ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除きます)
申告相談に持参するもの
① 申告する方全員の**マイナンバーがわかるもの**
▼マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいずれか
② 申告する方全員の**身元が確認できるもの**
▼マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
③ 印鑑
④ 収入額等を証明するもの

e-Tax 利用促進のお願い

国税庁では、申告の手続きを効率的に行うことができるe-Taxの利用を推進しており、本市でもより多くの方々に利用していただけるよう大曲税務署と共に広報を行っています。現在の申告の流れは、申告受付→受付した申告書を印刷→署名・押印→源泉徴収票等添付書類の貼付→税務署へ郵送となっていますが、e-Taxを利用すると**申告受付→税務署へ電子送信**と格段に早く申告相談を終えることができます。また、電子で送信することにより還付申告の場合処理が迅速になり早期に口座へ振り込まれるようになります。このように、納税者の利便性向上に繋がることからぜひご協力いただきたいと思います。なお、e-Taxをご利用になる場合「利用者識別番号」が必要となりますので、下記のURLにアクセスしていただき、事前に番号を取得するようお願いいたします。詳しくは仙北市税務課まで。
国税庁 HP → <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの
農業所得を含む事業所得者は、収支計算書、領収書や帳簿類
その他の所得がある方は、収入額を証明するものや必要経費がわかるもの
⑤ 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの
(例)
▼寄付金の領収書
▼健康保険料、介護保険料の領収書等
▼国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等の控除証明書
▼障害者手帳、療育手帳、学生証等の証明書
▼医師等が発行する証明書(おむつを必要とする方)
▼福祉事務所が発行する認定書(寝たきり等による介護を要する方)
※医療費については、平成29年分から「医療費のお知らせ」でも対応できるようになりました。なお、領収書で対応する場合は誰が、どの病院(薬局)に、いくら支払ったかを必ず集計してください。
⑥ e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの(取得されている方のみ)
※所得税の還付を受ける場合は、「源泉徴収票」や「各種領収書等」の添付が義務付けられています(e-Taxの場合は不要)。ない場合は還付が受けられませんので、必ず事業所等から交付を受けてから申告相談にお越しください。
※所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。